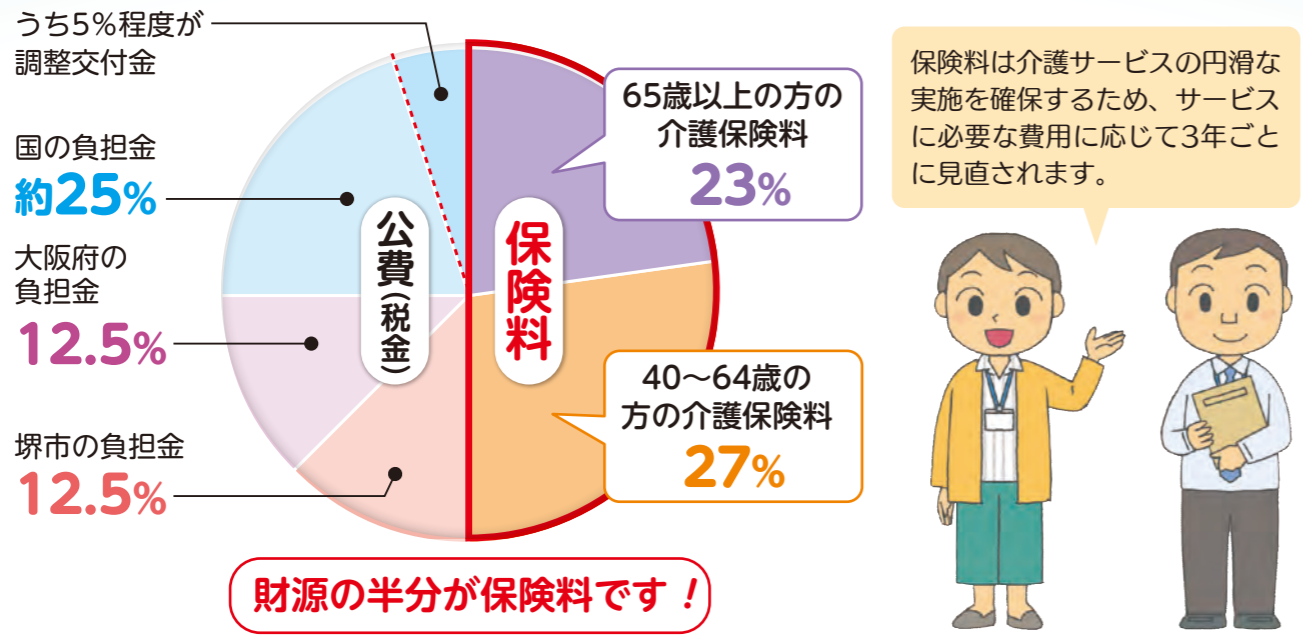


* 介護保険料

介護保険は、介護や支援が必要な方を社会全体で支え合うしくみです。みなさんが納める「介護保険料」と、国、大阪府、堺市が負担する「公費」を財源として運営されています。

* 介護保険の財源構成 (令和6～8年度) ●利用者負担分は除く



* 介護保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、次のような措置がとられます。災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めに各区役所地域福祉課にご相談ください。

- 納期限を過ぎると** 督促や催告が行われます。延滞金を徴収される場合があります。
- 1年以上滞納すると** サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。
- 1年6か月以上滞納すると** サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止められ、滞納分の保険料にあてられる場合があります。
- 滞納を続けて、納付できる期間を過ぎると** 未納期間に応じて、サービスを利用したときの利用者負担の割合が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなります。

みなさんが納める保険料は、制度を運営するための大切な財源です。介護が必要になったときに安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料

40～64歳の方の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決まり、加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。

	国民健康保険に加入している方	職場の医療保険に加入している方
決まり方	保険料は国民健康保険料(税)の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。
納め方	医療保険分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保険料(税)として世帯主が納めます。	医療保険料と介護保険料、子ども・子育て支援金を合わせて、給与および賞与から徴収されます。 ●40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

決まり方	「基準額」をもとに、本人や世帯の前年の課税状況、所得などに応じて決まります。自分の保険料額を確認してみましょう(▶P29)。
納め方	65歳の誕生日の「前日」がある月の分から納めます。受給している年金額により、下記の「特別徴収」または「普通徴収」で納めます。 ●納め方は法律で決まっているため、個人で選ぶことはできません。

年金から支払い(特別徴収) 老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が **年額18万円以上**の方

年金の定期支払い(年6回)の際に、年金の受給額からあらかじめ差し引かれます。

●特別徴収のイメージ

前年度	本年度						
	2月(6期)	4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)
本徴収							
仮徴収							
本徴収							

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 65歳になったとき
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金)の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合 など

年間の介護保険料額は、前年の所得が確定する6月以降に決定されます。そのため前年度から継続して特別徴収の方は、
①4・6・8月は原則として前年度2月と同額を納めます(仮徴収)。
②10・12・2月は確定した年間保険料額から、すでに納付している仮徴収分を差し引いた額を納期に分けて納めます(本徴収)。

納付書/口座振替(普通徴収) 老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が **年額18万円未満**の方

堺市から送付される納付書または口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

口座振替がおすすめです！

保険料を納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 通帳届け出印

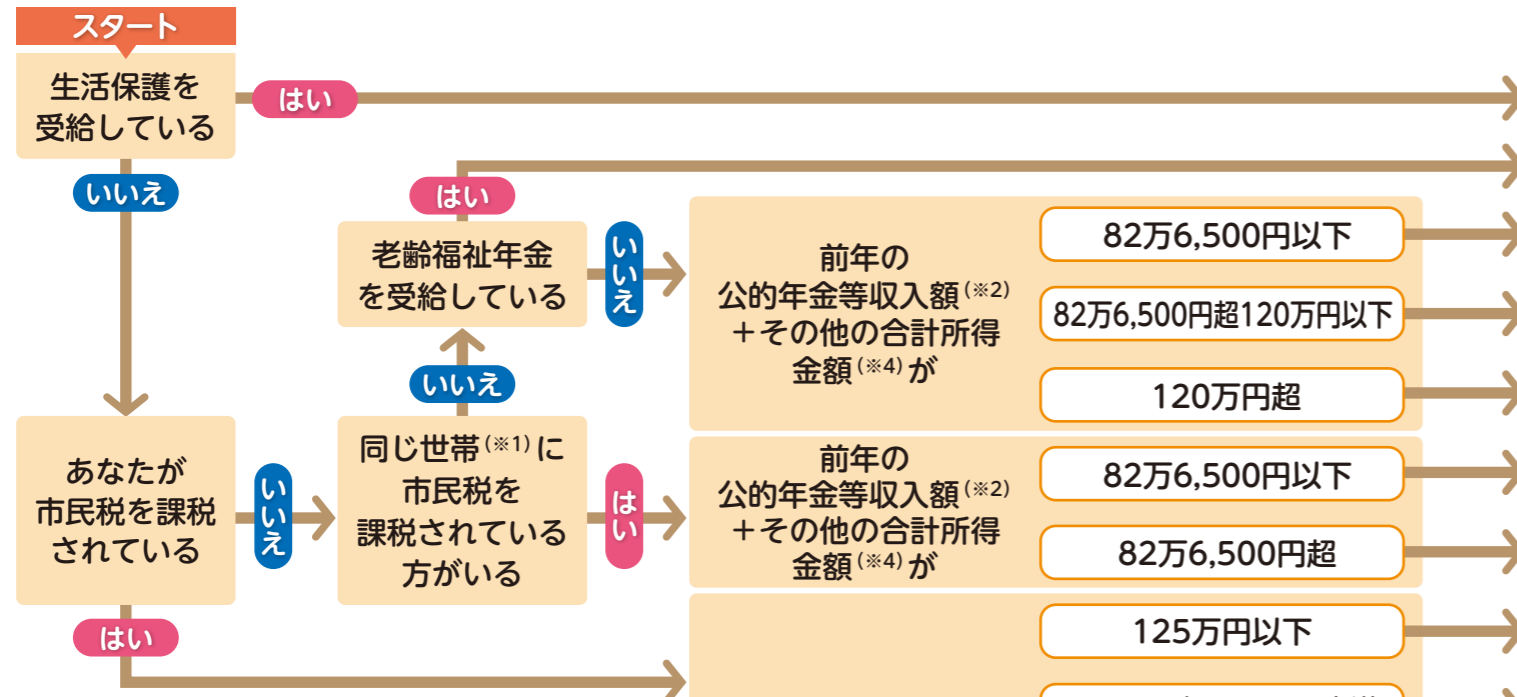
申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合は、納付書で納めます。

介護保険のしくみ
サービスの利用のしかた
サービスの利用者負担
利用できるサービス
介護保険料

* 保険料額は所得等に応じて決まります (65歳以上の方)

65歳以上の方の保険料額は、「基準額」をもとに、本人や世帯の課税状況、所得などに応じて決まります。基準額とは、保険料を決める基準になる金額のことです。市区町村ごとに介護保険給付にかかる費用（介護サービスの利用量など）や65歳以上の人数などから算出します。そのため、市区町村ごとに保険料額は異なります。

● 自分の保険料額を確認しましょう (65歳以上の方)



* 前年中に所得がなかった等の理由で税申告が不要な方についても、お住まいの区役所へ所得がなかったこと等を申告していただきますと、保険料段階が下がる場合があります（毎年7月に通知する保険料の段階が第1段階の方を除く。）。詳しくは、各区役所地域福祉課へお問い合わせください。
 なお、税申告をされた場合、介護保険料に反映されるまで1～2か月程度かかります（介護保険料が変更にならない場合もあります。）。
 ※1 その年度の4月1日（年度の途中で被保険者資格を取得した場合は、資格取得した日）時点の世帯で判定します。
 ※2 公的年金等収入額とは、老齢年金・退職年金など、税法上の課税の対象となる年金をいいます。遺族年金・障害年金など、税法上非課税となる年金は含まれません。
 ※3 保険料の算定に用いる合計所得金額は、地方税法第292条第1項第13号に規定する前年の合計所得金額（配偶者控除や医療費控除等の各種所得控除、上場株式などの譲渡損失に係る繰越控除等を行う前の金額）から土地、建物等の長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額です（当該譲渡所得があり、かつ、雑損失繰越控除がある方については、合計所得金額から差し引かれる特別控除額が少額になっている場合がありますので、各区役所地域福祉課へご相談ください。）。
 ※4 その他の合計所得金額とは、※3の合計所得金額から公的年金等収入に係る雑所得の金額を控除した額です。また、給与所得が含まれている場合には、給与所得（給与所得と公的年金等収入に係る雑所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除の適用を受けている方は、所得金額調整控除適用前の金額）から10万円を控除した額（控除後の金額が0円を下回る場合、給与所得を0円とします。）となります。
 ※5 年間保険料額＝基準額（89,010円）×乗率
 ※6 国・府・市からそれぞれ公費を投入し、第1段階～第3段階の方については、保険料額（率）を軽減しています。

堺市の令和6～8年度の
介護保険料の基準額
89,010円(年額)

$$\frac{\text{堺市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の方の負担分(23\%)}}{\text{堺市の65歳以上の人数}}$$

● 令和6～8年度の介護保険料

所得段階	保険料率	年間保険料額※5
第1段階	基準額×0.285※6	25,370円
第2段階	基準額×0.47※6	41,840円
第3段階	基準額×0.685※6	60,980円
第4段階	基準額×0.9	80,110円
第5段階	基準額×1	89,010円
第6段階	基準額×1.18	105,040円
第7段階	基準額×1.3	115,720円
第8段階	基準額×1.5	133,520円
第9段階	基準額×1.7	151,320円
第10段階	基準額×1.9	169,120円
第11段階	基準額×2.1	186,930円
第12段階	基準額×2.3	204,730円
第13段階	基準額×2.4	213,630円
第14段階	基準額×2.5	222,530円
第15段階	基準額×2.6	231,430円
第16段階	基準額×2.7	240,330円
第17段階	基準額×2.8	249,230円
第18段階	基準額×3	267,030円

令和8年4月から

第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける金額が、80万9,000円から82万6,500円に変わりました。

保険料の減免・猶予について

次のような場合には、介護保険料が減免・猶予される場合があります。詳しくは、各区役所地域福祉課にお問い合わせください。
 なお、減免期間は、原則申請日の属する月からとなりますので、お早めにご相談ください。

- とくに生活にお困りの場合（以下のすべてに該当する方。ただし、毎年7月に通知する保険料の段階が第1段階の方は除く。）
 - ・申請日時点で世帯員全員が市民税非課税であること。
 - ・世帯の年間収入が1人世帯で150万円以下（以降、世帯人数が1人増えるごとに48万円を加算した額以下）であること。
 - ・世帯の預貯金、国債、地方債等の元本合計額が1人世帯で350万円以下（以降、世帯人数が1人増えるごとに100万円を加算した額以下）であること。
 - ・対象者ご本人及びその世帯に属する人が居住用以外に処分可能な土地・家屋を所有していないこと。
 - ・対象者ご本人が、他の世帯に属する人の税の扶養控除において、扶養親族となっていないこと。
 - ・対象者ご本人が、他の世帯に属する人の医療保険の被扶養者となっていないこと。

世帯の年間収入	
1人世帯	年収150万円以下
2人世帯	年収198万円以下
3人世帯	年収246万円以下

- ※以降世帯人数が1人増えるごとに48万円を加算。
 ※社会保険料や医療費など、収入額から控除できるものがあります。
 ※税法上課税の対象とならない収入（障害年金・遺族年金等）や仕送り等も収入として含みます。
- 災害により住宅、家財等に著しい損害を受けた場合
- 生計中心者の所得が特別な事情により、前年の1/2以下となり、かつ市民税非課税と見込まれる場合
- 刑務所などに拘禁された場合

● 介護保険に関する処分に不服があるときは

堺市が行った要介護認定や介護保険料等の処分（決定）に不服があるときは、通知を受け取った日の翌日から3か月以内に、大阪府介護保険審査会に審査請求をすることができます。
 ◆ 処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
 ◆ 大阪府介護保険審査会へ審査請求書を郵送で提出するか堺市を経由して提出することもできます。



審査請求について
 (大阪府のホームページ)